

「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に向けた検討について

令和3年11月22日
内閣府原子力政策担当室

1. 経緯

「原子力利用に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）は、今後の原子力政策について政府としての長期的な方向性を示唆する羅針盤となるものとして、平成29年（2017年）7月20日に原子力委員会決定、翌21日に政府として尊重する旨閣議決定（閣議尊重決定）された。

「基本的考え方」の中で、「今日を含め原子力を取り巻く環境は常に大きく変化していくこと等も踏まえ、『原子力利用に関する基本的考え方』も5年を目途に適宜見直し、改定する」と定められている。令和4年（2022年）7月で策定から丸5年を迎えるため、改定に向けた検討を開始する必要がある。

2. 「基本的考え方」策定以降の主要な情勢変化

世界的にカーボンニュートラルを目指す動きが高まるなど、気候変動対策への要請が増加している。また、国際的な市場に目を向けると、軽水炉では中露が市場を席卷しており、米英加を始めとした先進国では小型炉、革新炉の研究開発を加速している。

3. 改定に向けた検討の進め方（案）

前回策定時と同様に、原子力委員会定例会において幅広い有識者等からのヒアリングや意見交換を行い、「基本的考え方」策定後の取組状況のフォローアップ、背景情報の変化等を踏まえ、見直しに向けた検討を進める。

参考：現行「基本的考え方」における基本目標

- (1) 東電福島原発事故の反省と教訓を真摯に学ぶ
- (2) 地球温暖化問題や国民生活・経済への影響を踏まえた原子力エネルギー利用を目指す
- (3) 国際潮流を踏まえた国内外での取組を進める
- (4) 原子力の平和利用の確保と国際協力を進める
- (5) 原子力利用の大前提となる国民からの信頼回復を目指す
- (6) 廃止措置及び放射性廃棄物の対応を着実に進める
- (7) 放射線・放射性同位元素の利用により生活の質を一層向上する
- (8) 原子力利用のための基盤強化を進める